

破砕業許可申請の手引き

川崎市環境局廃棄物指導課

令和8年4月

はじめに

川崎市内で、解体自動車の破砕（破砕前処理を含む）を業として営むためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、川崎市長の許可を受けなければなりません。

この手引きは、当該破砕業の許可申請手続き等について説明しています。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、としています。

1 使用済自動車、解体自動車とは……

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいいます。

2 破砕業の許可を受ける必要のある方は……

解体自動車の破砕又は破砕前処理を川崎市内で、業として行おうとする場合は、川崎市長の許可を受けなければなりません。

○ 許可の種類

①	新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可
	変更許可：既に許可を取得している者がその事業の範囲を変更しようとする場合の許可
②	[変更許可に該当する場合] 圧縮・せん断等の破砕前処理を業として営む者が新たに破砕処理（シュレツディング）を業として追加して営む場合など、事業の範囲が拡大する場合
③	許可更新：既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可（5年毎に更新が必要です。）

★許可の基準等について

破砕業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

施 設 基 準	解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管する施設について	・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
	破砕前処理施設について	・廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう必要な措置が講じられた解体自動車のプレス・せん断を行うことが可能な施設を有すること
	破砕施設について	・産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理法上の許可を受けている施設であること ・産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう必要な措置が講じられた施設であること
	シュレッダーダストの保管施設について	・自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を保管するための十分な容量を有する施設であること ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等汚水の地下浸透の防止措置を講ずること ・保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設置すること ・雨水等による汚水の流出を防ぐため、屋根等シュレッダーダストに雨水がかからないような設備を有すること （ただし、十分な処理能力を有する排水処理施設等の措置が講じられている場合を除く。） ・シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、側壁等を有すること
	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について	・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準	<ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書※を常備し、従事者に周知していること ・事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難ではないと確認できること 	
欠格要件に該当していないこと		

標準作業書とは、業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりです。

①解体自動車の保管の方法
②解体自動車の破砕前処理の方法（破砕前処理を行う場合に限る）
③解体自動車の破砕の方法（破砕を行う場合に限る）
④排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）
⑤シュレッダーダストの保管の方法（破砕を行う場合に限る）
⑥解体自動車の運搬の方法
⑦シュレッダーダストの運搬の方法（破砕を行う場合に限る）
⑧破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
⑨火災予防上の措置

★新たに破砕施設を建設する場合には、近隣の住民の方のご理解を得るために、説明会を開催していただく場合があります。

3 許可までの手続きの流れ……

別紙「破砕業の許可申請に係る手続きフロー」（9ページ参照）

4 申請手続きをするには……

(1) 申請場所

川崎市内で、破砕業の許可を申請する場合には、川崎市環境局廃棄物指導課にご相談ください。なお、ご相談の際は必ず電話等により連絡してください。

(2) 事業計画書等の提出

破砕業の許可を取得しようとする方は、事前に事業計画書等（破砕業事業計画書、標準作業書、事業計画書及び収支見積書（破砕業用））を提出していただきます。（申請書に添付する書類を含め3部必要です。）

→ 計画に係る施設を、市街化調整区域又は未線引都市計画区域若しくは都市計画区域外に設置する予定の場合は都市計画法の手続きを、また、農地の場合は転用の手続きを伴う場合等がありますので、担当機関によく相談して計画を進めてください。

- ・ 施設設置に関する土地利用に関する問合せ先
まちづくり局指導部建築審査課 Tel 044-200-3016
- ・ 振動・騒音・悪臭等の規制に関する問合せ先
環境局環境対策部大気環境課 Tel 044-200-2525

→ 計画に係る施設が、次の施設に該当する場合は、破砕業の許可申請に先立ち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項（廃棄物処理法施行令第7条）に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可及び建築基準法第51条但し書き許可の手続きが必要となりますので、担当者によく相談して計画を進めてください。

○ 設置許可の対象となる処理施設の種類

施設の種類	対象規模等	
	設置許可の対象規模	建築基準法第51条の手續き対象 緩和規模（工業地域、工業専用地域の場合）
廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日を超えるもの	6 t/日

(3) 申請書及び添付書類（破砕業の許可申請書チェックリスト8ページ参照）

廃棄物指導課に備えてある所定の申請書等に必要事項を記載し、添付書類とともに申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部（但し、副本は申請者の控え）としてください。なお、副本はコピーでも構いません。

(4) 許可申請手数料

申請の際には手数料が必要です。

【表】 許可申請手数料一覧

区 分	手数料(円)
破砕業許可申請手数料	84,000
破砕業変更許可申請手数料	67,000
破砕業許可更新申請手数料	77,000

☆ 解体業を営んでいる事業者で、解体後ソフトプレス（破砕前処理）を行っている事業者は、破砕業の許可も必要になります。

(5) 申請受付時間

平日の月曜日から金曜日の午前9時から11時、午後1時から2時までです。（祝日及び年末年始の休庁期間は除きます。）

申請は予約が必要です。（申請前に事前協議等が終了していることが必要です。）

5 許可後の破砕業者の責務は……

(1) 引取義務

破砕業者は、解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取らなくてはなりません。（法第17条、第18条第3項）

※正当な理由とは

- ①天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合等）
- ②解体自動車の異物が混入している場合（解体自動車に他のごみが詰められている場合等）、解体自動車の発炎筒が残置されている場合。
- ③解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（大量一括持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合等）
- ④解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合等）
- ⑤解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等）

(2) 引渡義務

破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第18条第2項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第18条第8項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

(3) 再資源化基準の遵守義務

破砕業者は、次の基準に従って適切に破砕する義務があります。（法第18条第1項、第4項、第5項）

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
- ・シュレッダーダストに異物が混入しないように解体自動車を破砕すること

(4) シュレッダーダストの引渡義務

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡さなければなりません。（法第18条第6項）

(5) 報告義務

破砕業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第10～12項）

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（(公益財団法人)自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は、

- ①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ②リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(6) 廃棄物処理基準に従う義務

破砕業者が、解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。（法第122条第9項）

(7) 標識の掲示を行う義務

破砕業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。（許可証の掲示でも可）（法第72条）

(8) 次の届出及び報告等を行う義務（法第71条、第72条）

① 廃業等の届出

当該事実が発生した日から30日以内に届出

② 変更の届出 ⇒〔変更届（省令様式第11号）〕

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

- ・ 個人の氏名及び住所
- ・ 法人の名称及び住所
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 事業の用に供する施設の概要
- ・ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体済自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限
- ・ 標準作業書
- ・ 法人の役員、法定代理人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所
- ・ 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号
- ・ 廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の許可番号及び許可年月日（変更許可を含む。）

破砕業の許可申請書チェックリスト

申請される方は、この順番に綴じてチェックしてください。

	添 付 書 類	チェック
1-1	破砕業許可申請書（新規・更新用） 様式第八（第六十条関係）	<input type="checkbox"/>
1-2	破砕業事業の範囲の変更許可申請書（変更許可用）様式第十（第六十三条関係）	<input type="checkbox"/>
2	破砕業許可申請者が個人である場合は、住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
3	破砕業許可申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
4	破砕業許可申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
5	破砕業許可申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）、株主等が法人の場合は登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
6	破砕業の許可申請者に令5条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
7	破砕業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
8	破砕業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合は次に掲げる書類 (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (2) 役員の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	破砕業の用に供する施設（積替え又は保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図 (1) 破砕業事業計画書（要領様式第4号） (2) 破砕前処理前の解体済自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 破砕前処理後の解体済自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (4) 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、断面図、立面図、構造図及び設計計算書 (5) 処理工程図 (6) 自動車残さの保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し (11) 当該施設付近の見取図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	破砕業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有する書類 (1) 破砕業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写し） (2) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	事業計画書及び収支計画書（要領様式第5号）	<input type="checkbox"/>
12	標準作業書	<input type="checkbox"/>
13	誓約書（要領様式第11号）	<input type="checkbox"/>
14	破砕業の許可証の写し（更新・変更許可申請時）	<input type="checkbox"/>

- ※1 上記の9～12及び14は、申請に先立って提出する書類です。
 2 施設の設置場所に関する公図及び土地の登記事項証明書は、6か月以内のものを添付してください。
 3 住民票の写しは、3か月以内のものを添付してください。

別紙 「破碎業の許可申請に係る手続きフロー」

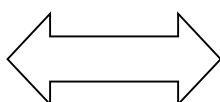
申請者

廃棄物指導課

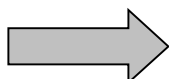


事前相談

(電話: 044-200-2593)



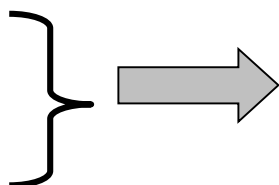
事前協議申込書



事前協議申込書審査

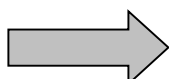
事業計画書等

周辺住民等の説明会



事業計画書等審査

許可申請書

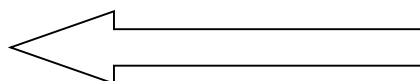


許可申請書審査

立入検査

総合審査

事業開始



許可証交付

注 各段階で修正等を指導することがあります。

<参考>使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）施行規則抜粋

（破砕業の許可の基準）

第六十二条 法第六十九条第一項第一号（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。

(1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可を受けている施設であること。

(2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ニ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

(1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という）が設けられていること。

(3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するため十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

(4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 解体自動車の保管の方法

(2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法

(3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法

(4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）

(5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法

(6) 解体自動車の運搬の方法

(7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法

(8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法

(9) 火災予防上の措置

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める法令

- ①大気汚染防止法
- ②騒音規制法
- ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ④水質汚濁防止法
- ⑤悪臭防止法
- ⑥振動規制法
- ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める法令

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

<参考> 油水分離装置の設計容量等について

1 油水分離装置の設計容量について

次の作業場面積は、降雨時に雨が降りかかる面積を想定しています。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確立標準降雨強度：37.1mm/h

(横浜气象台：川崎市建設局)

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.0705

(例) 作業場面積A = 50㎡のとき

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.0705 × 50 = 3.53m³

※ ただし、作業場全体が建屋内で降雨が流入するおそれがない場合は、この設計容量より小さくできます。

2 油水分離装置の設計容量が1に示す設計容量を満足できない場合の雨天時の対応例

(1) 雨天時は、作業を中止し、作業場全体をシートで覆い作業場に雨水が流入しないようにする。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確立標準降雨強度（5分値：82.1mm/h）

(横浜气象台：川崎市建設局)

対応時間：5分で作業場全体を養生シートで覆う

安全率：2倍

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.013

(例1) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、5分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.013 × 50 = 0.65m³

(例2) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、15分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.039 × 50 = 1.95m³

シートで覆うまでに要する時間(分)	5	10	15	20
係数	0.013	0.026	0.039	0.052

(2) 既に設置されている油水分離装置が設計容量に満たない場合

既に設置されている油水分離装置が設計容量から勘案して、「○分以内に、作業場全体をシートで覆う。」、また「油水分離装置の清掃は1日1回行う。」「作業中に漏洩した油等は直ちに拭き取る。」などの作業・管理方法を標準作業書に記載して対応する。

事前協議申込書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者

住 所 川崎市川崎区宮本町〇〇一△△

株式会社 川崎破碎

氏 名 代表取締役 川崎 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 044-200-〇〇〇〇

FAX 番号 □□□-□□□-□□□□

川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針に基づき、必要な書類を添えて事前協議を申し込みます。

相談区分	<input type="checkbox"/> 解体業の新規許可申請 <input checked="" type="checkbox"/> 破碎業の新規許可申請 <input type="checkbox"/> 破碎業の事業の範囲の変更許可申請 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

事業計画の概要	<p>解体自動車を解体業者から引取り、プレス機で圧縮後、破碎機で破碎する。 破碎後に、金属を回収し金属再生業者に売却しリサイクルされる。 ASRは、メーカーの指定引き取り場所に運搬する。</p> <p>作業時間：(9時~17)、従業員：(20人)、自動車運搬車両台数：(1台)</p>
---------	--

事業計画用地の概要	住 所	川崎市川崎区浮島町〇〇一△△		
	土地所有者の住所・氏名	自社所有		
	用地面積	15.500 m ²	用途地域・地目	工業専用地域 宅地
	周辺の状況	<input type="checkbox"/> 住宅地 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (工場地帯周辺に住居はない。) <input type="checkbox"/> 農地		

関係法令	<p>協議状況</p> <p>事業用地関係 (市街化調整区域・農地等) <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 工業専用地域のため調整不要</p> <p>環境保全関係 (振動・騒音等) <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく許可申請の 手続中 (令和〇年〇〇月〇〇日申請) 廃プラスチック類の破碎施設の設置許可 第〇〇〇号</p>
------	--

○解体業の場合

- ・使用済自動車の保管場所の概要

- ・解体作業場所の概要

- ・解体自動車の保管場所の概要

- ・部品の保管施設

- ・解体に用いる設備等の概要

○破砕業の場合

- ・解体自動車の保管場所の概要
床面は、厚さ 15cm の鉄筋コンクリート造、敷地全体を高さ 2m のフェンスで囲いを設け、門扉に施錠する。 保管場所は、床面に白線を引き範囲を明確化する。
保管場所の面積は 1500 m²
- ・プレス機、せん断機の有無、その施設の概要
プレス機 (70 台 / 8 時間) 屋内に設置
フォークリフトでプレス機に投入する。
- ・破砕機の有無、その施設の概要
破砕機 (100 台 / 8 時間) 屋内に設置
集じん施設で発生する粉じんを防止する。
マグネットクレーンで破砕機に投入する。
- ・シュレッダーダストの有無、その保管施設の概要
破砕に伴いシュレッダーダストの発生有り。
シュレッダーダストは、屋内で保管する。
ショベルローダーで運搬車に載する。
- ・使用済自動車以外の処理の有無、その保管施設等の概要
有価の金属を圧縮・せん断している。 マグネットクレーンを別に設置している。
使用済自動車以外の保管場所の面積は 2000 m²

事前協議申込書には、次の書類を添えて提出してください。

- 1 事業計画予定地の周辺地図 (事業計画予定地は、赤で囲ってください。)
- 2 事業計画敷地内の配置図を添付してください。

備考

「事業計画用地の概要」の欄は、解体作業場所と使用済自動車の保管場所などの事業計画用地が複数存在する場合は、それぞれに記入してください。

破 碎 業 事 業 計 画 書

1 破砕事業に係る事業主体の概要

事業 計 画 者 等	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 川崎破砕 代表取締役 川崎 太郎		
	事業所の名称	株式会社 川崎破砕 川崎工場		
	所在地	〒210-XXXX 川崎市川崎区宮本町〇〇-△△	電話 番号	044-200 -〇〇〇〇
	法人等の概要	事業概要 主に解体自動車を引き取り、プレス後は再処理をし、金属の 回収・再生を業として行う法人		
	事業計画に係る 背景説明	従業員数 20人 資本金 10.000千円 破砕業を営んできたが、解体自動車を受け入れて営業をしたい ために申請に及んだ。		
計 画 内 容	営業時間	午前9時から午後6時（作業 時間は午前9時から午後5 時）	年間稼動 日数	280日（日・祝祭日 は休み）
	所在地	〒210-〇〇〇〇 川崎市川崎区浮島町〇〇-△	電話 番号	044-123 -XXXX
	用途地域及び地目	工業専用地域・宅地	事業敷地の 全体面積	15.500 m ²
	土地所有の区分	①自己所有 15.500 m ² ②借地 m ²		
	囲い（構造・材質、 高さ、門扉・施錠 の有無）	構造・材質 金網フェンス	高さ 2 m	門扉・施錠の有無 有・無
	計画地及び周辺地域 の状況	周辺は工業地域で周囲に民家はない。		
	搬入路の状況	川崎市市道に接道 幅員 8m		
	資金計画	総額 10.000 千円	自己資金 2.000 千円	借入金 8.000 千円
関係法令 手続状況の記入及び許可証、届出 書、申請書等の写しを添付してくだ い。記入しきれない場合は、別紙一 覧表にまとめてください。	廃プラスチック類の破砕施設設置許可 第〇〇〇号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 許可番号△号			

2 引取・引渡予定

解体業者又は破砕前処理業者からの引取実績（予定）		破砕業者又は自動車製造業者若しくは解体自動車全部利用者への引渡実績（予定）	
事業者の名称 所在地	量/月 (台数又は t)	事業者の名称 所在地	量/月 (台数又は t)
(有) 川崎商店 川崎市川崎区〇△	1890台/月	(株)△△自動車 神奈川県横浜市〇〇	189トン/月


(注) 具体的なものがないときは、計画見込みの概要を記入してください。

3 自動車破砕残さの搬出に関する事項

搬出時間	午前9時から午後5時
搬出方法	ダンプ車(11トン)で自社搬出及び産業廃棄物収集運搬業者(〇〇環境(株))に委託する。

4 破砕施設の概要

(1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設（破砕前処理前の物）

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質 床面に白線を引き、 範囲を明確にする。	高さ なし	施錠の有無 有・ 
床面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 1000m²
保管量の上限・高さ	台数(台)・高さ(m) 1200台 4.5m		

(2) 解体自動車を破砕するまでの間保管するための施設（破砕前処理後の物）

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質 床面に白線を引き、 範囲を明確にする。	高さ なし	施錠の有無 有・ 
床面	構造・材質 鉄筋コンクリート	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 1000m²
保管量の上限・高さ	台数(台)・高さ(m) 2000台 4.5m		

(3) 解体自動車を破砕前処理又は破砕理するための施設

施設の種類	処理の方式（形式等）	処理能力（t（m ³ ）又は台数）／（時間又は1日あたり）	設置数
圧縮施設	圧縮（〇〇社製 形式〇〇-××）	70台／8時間	1基
破砕施設	破砕（〇〇社製 型式〇×△）	100台／8時間	1基
の施設が移動型の場合	圧縮又はせん断作業を行う場所における環境保全対策		
	移動途中における廃油の飛散・流出防止等対策		

処理工程図	別添フロー図のとおり
-------	-------------------

(4) 破砕前処理及び破砕処理施設の環境保全対策（廃棄物処理法の処理基準への対応）

構造耐力上の措置 （保管場所を含む。）	床面は鉄筋コンクリート製、側面はRC構造。 直接負荷のかかるASRの保管場所は、構造耐力上問題のない厚さ10cmのコンクリート製。
飛散防止対策	屋内に圧縮機・破砕機を設置するため破砕物等は飛散しない。
流出防止対策	屋内に圧縮機・破砕機を設置。ASR保管場所は囲いを設け、保管の基準を遵守し流出防止する。
騒音防止対策	室内に防音壁を設置する。
振動防止対策	破砕機に振動防止装置を設置する。
粉じん対策	破砕機に集塵設備を設置し、粉塵が発生しないようにする。また、必要に応じて散水施設により散水する。
悪臭防止対策	悪臭が発生するものは、受け入れないため発生しない。
排水処理対策	圧縮・破砕に伴い生じるおそれがあることを考慮して、油水分離槽を設置し、油が公共用水域に流れないようにする。ASRは屋内で保管するため、汚水は発生しない。

(5) 自動車破砕残さの保管場所の概要 (破砕を行う場合に記入)

床 面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ 鉄筋コンクリート 15cm	
排水処理	排水溝・排水処理施設 有・ <input checked="" type="radio"/>	排水処理方法	排水処理施設的能力
屋根、覆い	構造・材質 RC構造の屋内設置	面積 550m²	飛散防止設備 前面のシャッターを閉めて作業する。
火災予防上の措置	消火栓、消火器を設置する。		
側壁その他の設備	構造・材質 厚さ10cmの鉄筋コンクリートで三方囲い	高さ 6m	破砕残さの保管量の上限・高さ 7000m²、 5. 5m

(6) 圧縮又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設 (破砕前処理を行う場合に記入)

囲 い (門・柵・塀等)	構造・材質 床面に白線を引き 範囲を明確にする。	高さ なし	施錠の有無 有・ <input checked="" type="radio"/>
床 面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 150m²
保管量の上限・高さ	上限 (台) 又は (m ³)・高さ (m) 50台 4. 5m		

(7) 運搬車両及び作業車両等の概要

NO	車両の形状	最大積載量	自動車 登録番号	所有者又は使用者 の氏名又は名称	有効期間 満了日	附帯 設備
1	平ボティ	4トン	川崎 44 さ 〇〇〇〇	(株)川崎破砕	令和 3 年 〇月〇日	
2	ダンブ	11トン	川崎 50 し 〇〇△△	(株)川崎破砕	令和 4 年 〇月〇日	
3	ショベル ローダー	5トン		(株)川崎破砕		
4	フォーク リフト	3トン		(株)川崎破砕		
5	マグネット クレーン	7トン		(株)川崎破砕		

写真及び車検証を添付してください。

(8) 保管容器の概要

NO	保管容器の種類	材 質	容 量	個 数

写真を添付してください。

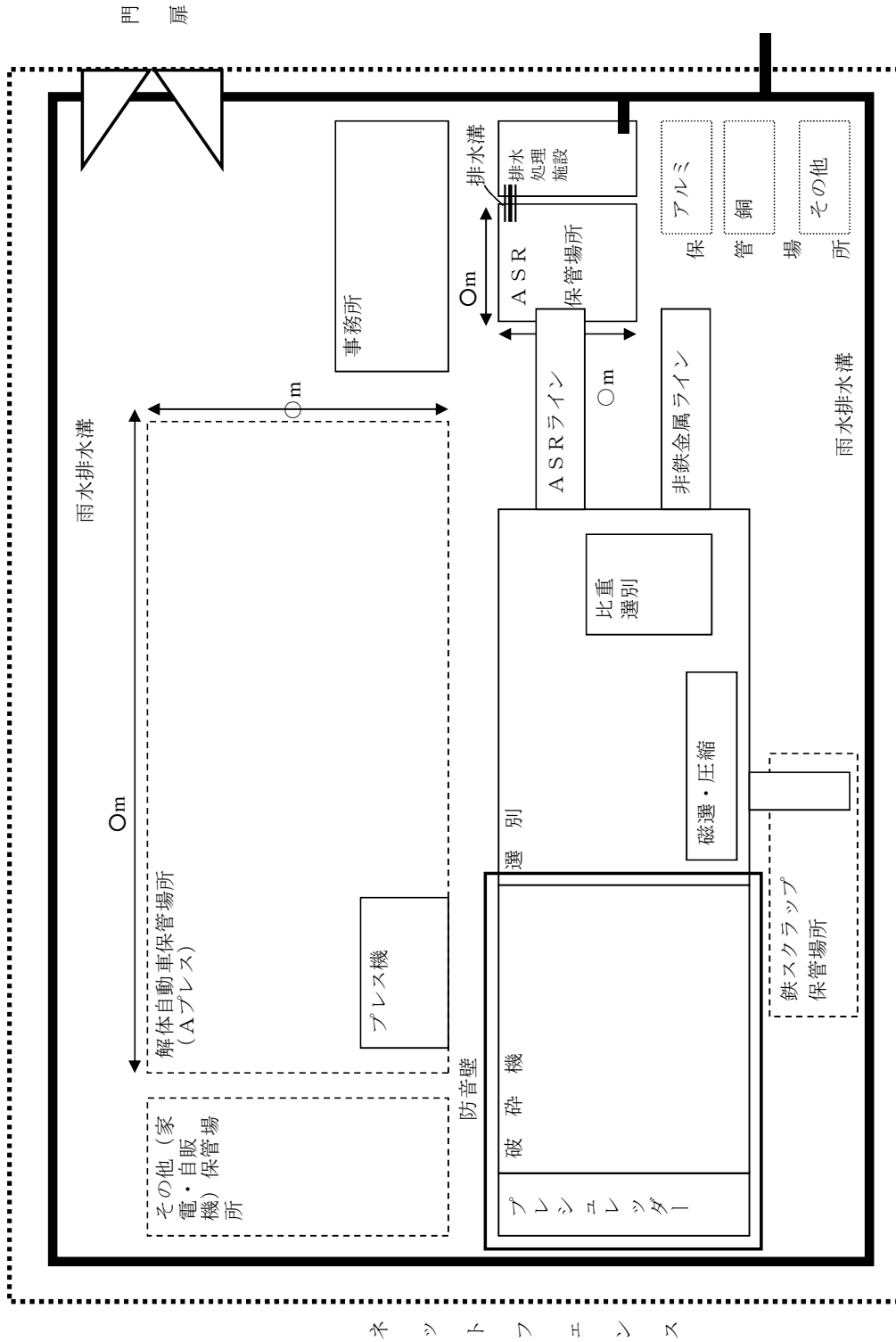
(9) その他

		構造・材質	面積
管理棟	有・無	RC造 1階建て	50m²
電気設備	有・無		
水道設備	有・無		
休憩所	有・無		

破砕業事業計画書の添付書類

- 1 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 3 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 4 処理工程図
- 5 自動車残さの保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両等の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 破砕業の用に供する土地の公図及び土地の登記簿謄本（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。）
- 14 破砕業の許可証の写し（更新許可申請時）
- 15 その他市長が必要と認める資料等

事業の用に供する破砕施設の平面図(記載例)



運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	川崎44さ〇〇〇〇
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	
写 真	
種 類	
写 真	

事業計画書及び収支見積書（破碎業用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

<p>解体業者から解体自動車を引取り、プレスしシュレッダーマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASRに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の取扱いは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄・・・電炉メーカーに売却 輸出業者に売却 ○非鉄金属・・・非鉄金属商社に売却 ○ASR・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡 <p style="text-align: right;">（フロー概略図を添付）</p>					
業務時間	8：30～17：00	従業員数	20人	休業日	日曜日、祝祭日

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	〇〇年度実績 （3年前）	〇〇年度実績 （2年前）	〇〇年度実績 （1年前）	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	20.000 台	22.000 台	24.000 台	25.000 台
主 な 引 取 先	解体業者等	解体業者等	解体業者等	解体業者等

1-3. 破碎実績

年 度	〇〇年度実績 （3年前）	〇〇年度実績 （2年前）	〇〇年度実績 （1年前）
年間処理台数	20.000 台	22.000 台	22.000 台
年間稼働日数	280 日	280 日	280 日
平均処理実績	71 台／日	79 台／日	79 台／日

1-4. 破砕等能力

1日あたり処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100 台/日	280 日	28,000 台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	1,200 台	保管量の上限	7,000 m ³
現在保管量	1,000 台	現在保管量	22,000 m ³

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で () に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在作成

項 目		前年度 (〇〇年) (決算月 (〇〇月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)	276,000	12,000	524,000	20,000
売上原価	イ (使用済自動車 等購入費)	-120,000	-5,000	75,000	3,000
経費	ウ	269,100	11,700	235,800	9,000
うち廃棄物処理委 託費	エ	92,000	4,000	26,200	1,000
営業利益	オ=ア-イ-ウ	126,900	5,517	213,200	8,137
営業外利益	カ (主に支払利 息)	-3,000	-130	-3,000	-115
経常利益	キ=オ+カ	123,900	5,387	210,200	8,023
解体自動車等年間引 取台数		24,000		25,000	
解体自動車等年間処 理台数		23,000		26,200	

- (注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ってください。
2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上してください。

(参考)

		前年度末	現在
負債総額 (年度末残高)	(千円)	100,000	100,000

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

事業計画書及び収支見積書（破碎業用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注1）	ASR 解体自動車
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	自社ダンプ（11t）により搬出（ASR） 自社で破碎処理（解体自動車）
搬出先の所在地及び名称	〇〇興業(株)（ASR、最終処分場、〇市〇町〇〇番地） 破碎処理後分別した金属については売却する。 （〇〇金属(株)、〇市×町〇〇番地）
搬出先での処理の方法	埋立処分、焼却（ASR） 溶融（金属）
年間搬出予定量（種類別）	15,000m³（ASR保管上限超過分） 100,000m³（ASR総量）
過去1年間の年間搬出実績（種類別）	78,000m³（ASR）
改善完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
改善にかかる予定費用	搬出費用 〇〇〇万円 処分費用 △△△万円 販売費用 □□□万円 計 〇△□万円
改善にかかる資金の調達先	自己資金

（注1） 解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益（Ⅱ表ア）	千円	82,200
保管ASRに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	225,000
差引	千円	-142,800
差引がマイナスの場合		自己資金 100,000 円 借入金 42,800 円
（上記が借入金の場合の借入先）		〇〇銀行××支店

II 収益の計算表

	単位	
有益部品・有用金属売却益（1台あたり平均）A	円	15,000
解体自動車等処分料金収入（1台あたり平均）B	円	-3,000
ASR等処分費（1台あたり平均）C [〃]	円	3,000
破砕作業工賃及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	6,000
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	25,000
新規引取解体自動車等利益 E=(A+B-C [〃] -C)×D	千円	75,000
保管解体自動車年間処理台数 F	台	1,200
保管解体自動車等利益 G=(A-C [〃] -C)×F	千円	7,200
自動車破砕業による利益 ア H=E+G	千円	82,200
保管ASR等に係る処分費用 イ I	千円	225,000

（注）保管ASR等に係る処分費用は、保管解体自動車年間処理台数のASRの処分費用に、現在保管しているASRの処分費用を加えたものを算出してください。

III 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益 →ⅡのAへ	前年度実績 25,000 円/台 × 0.6 台/台 = 15,000 円
解体自動車等処分料金収入 →ⅡのBへ（注）	前年度平均買取価格 3,000 円/台
破砕作業工賃及び一般管理費 →ⅡのCへ	前年度経費 138,000 千円 ÷ 23,000 台 = 6,000 円

（注）1 処分量を徴収して引取することを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上してください。

2 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書 (つづき)

詳細収支見積書附表

項 目		直近期の実績 (千円)	単価 (円)	主な取引先、引渡先又は売却先	備 考
収入	廃棄物収集運搬手数料				前年度輸送台数 ()台
	解体自動車処分受託手数料(注)	12.000	5.000		前年度受託実績 (24.000)台
	有用物・有用金属売却収入				※主な内訳は下記のとおり
	1 鉄くず	345.000	15.000	〇〇製鋼(株)	
	2 非鉄金属	5.000	20.000	〇〇金属(株)	
	3				
	4				
	5				
その他					
ASR引渡料金				前年引渡実績 () t	
支出	解体自動車引取費用 (注)				前年引取台数 ()台
	廃棄物処分委託手数料 (計)	72.000			
	ASR	69.000	3.000	〇〇興業(株)	30.000 円 / t × 0.1 t / 台 = 3.000 円
	解体自動車				
	(種類) 廃油	500			
	(種類) タイヤ	200			
	(種類)				
	(種類)				
その他の廃棄物	2.300	1.000	〇〇環境(株)		

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。
 2 直近年について作成してください。
 3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買収している場合は、支出欄に記載してください。

2-3. 資産に関する調書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	〇〇銀行		60.000
有価証券			
未収入金	〇〇金属(株)		30.000
売掛金	〇〇パーツ(株)		15.000
受取手形			
土地			
建物	事務所、倉庫、作業所		30.000
備品	シュレッダー機、プレス機		160.000
車両			
その他			
資 産 計			305.000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	〇〇銀行		100.000
短期借入金			
未払金	〇〇解体(株)		10.000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			110.000

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要です。

様式第八（第六十条関係）

破砕業 **許 可** 申請書
許可の更新

この欄には何も記載しないでください。

※許可番号	
※許可年月日	

令和〇〇年 〇〇月 〇日

日付は記載しないでください。

(宛先) 川崎市長

(郵便番号) **1 2 3 - 4 5 6 7**
 住 所 **川崎市川崎区宮本町△-△**
 氏 名 **株式会社 川崎破砕**
代表取締役 川崎 太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **044-200-〇〇〇〇**
 FAX 番号 **044-200-〇〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	破砕前処理、破砕処理							
事業所の名称及び所在地	<p>事業所が複数ある場合には、この欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2">株式会社 川崎破砕 川崎工場</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2"> (郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7 川崎市川崎区◇-◇ 電話番号 ☆☆☆-☆☆☆-☆☆☆ </td> </tr> </table>		名 称	株式会社 川崎破砕 川崎工場		所在地	(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7 川崎市川崎区◇-◇ 電話番号 ☆☆☆-☆☆☆-☆☆☆	
名 称	株式会社 川崎破砕 川崎工場							
所在地	(郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7 川崎市川崎区◇-◇ 電話番号 ☆☆☆-☆☆☆-☆☆☆							
事業の用に供する施設の概要	施設の設置場所：川崎市川崎区◇-◇(15,500m²) 圧縮施設：プレスマシン〇〇型(能力70台/日) 破砕施設：シュレッダーマシン〇〇型(能力100台/日) 解体自動車保管施設：保管上限1,200台、床面は鉄筋コンクリート15cm ASRの保管施設：保管上限15,000m³、屋根、囲い設置							
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	平成〇年〇〇月〇日 第●●〇〇号							
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、その申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）						
	東京都	20133〇〇〇〇〇〇						
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）						
	川崎市	5720●●●●●●						
<p>他自治体で許可を取得済のときは、記入してください。</p> <p>産業廃棄物収集運搬業若しくは処分業の許可を有している場合は、記入してください。</p>								

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限

川崎市川崎区▲▲▲-▲
解体自動車保管量の上限 ○○m³
解体自動車保管場所面積 ○○m²
詳細は破砕業事業計画書のとおり

複数ある場合は場所ごとに記載する。

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
(かわさき たろう) 川崎 太郎	代表取締役	横浜市中区日本大通■
(たまがわ じろう) 多摩川 次郎	取締役	横浜市中区港町◆-◆
(なかはら さぶろう) 中原 三郎	監査役	川崎市川崎区宮本町★

役員全てを記載してください。書ききれない場合は、同書式の別紙を添付してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人が

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
(たかつ しろう) 高津 四郎	支店長	横須賀市小川町○○

該当する使用人がいる場合のみ記載してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人
が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる
者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を
執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め
られる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

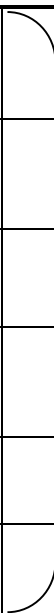
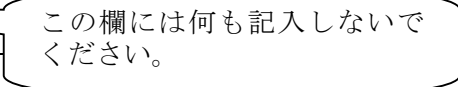
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額
に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があ
るときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
(あさお ごろう) 麻生 五郎	相模原市中央〇-〇〇-〇〇	500株

該当する者がいる場合のみ
記載してください。

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	} 別添標準作業書のとおり
解体自動車の破砕前処理 を行う場合にあつては、解 体自動車の破砕前処理の 方法	
解体自動車の破砕を行う 場合にあつては、解体自動 車の破砕の方法	

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する 場合に限る。)		別添標準作業書のとおり
解体自動車の破砕を行う場 合にあつては、自動車破砕残 さの保管の方法		
解体自動車の運搬の方法		
解体自動車の破砕を行う場 合にあつては、自動車破砕残 さの運搬の方法		
破砕業の用に供する施設の 保守点検の方法		
火災予防上の措置		
△手数料欄		

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※太枠内は必ず記載してください。

様式第十（第六十三条関係）

破碎業の事業の範囲の変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）川崎市長

（郵便番号） **123-4567**
 住 所 **川崎市川崎区宮本町△一△**
 氏 名 **株式会社 川崎破碎**
代表取締役 川崎 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 □□□-□□□-□□□□

FAX 番号 □□□-□□□-□□□□

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第 20574 〇〇〇〇〇〇号
変更の内容	破碎処理の追加
変更の理由	事業を拡大するため
変更に係る破碎業の用に供する施設の概要	施設の設置場所：川崎市川崎区◇-◇（15,500㎡） 破碎施設：シュレッダーマシン〇〇型（能力100台/日） 解体自動車保管施設：保管上限1,200台、 床面は鉄筋コンクリート15cm ASRの保管施設：保管上限15,00m³、屋根・囲い設置
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック類の破碎施設 令和〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇 号
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	なし

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所 **川崎市川崎区宮本町△一△**

氏 名 **株式会社 川崎破碎
代表取締役 川崎 太郎**
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)